

# 教育実習の意義や実施状況について

第36回 大学等におけるオンライン教育とデジタル変革に関するサイバーシンポジウム  
「教育機関DXシンポ」

令和3年7月9日

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教員免許企画室長

平野 博紀



文部科学省

## 全体目標

教育実習は、観察・参加・実習という方法で教育実践に関わることを通して、教育者としての愛情と使命感を深め、将来教員になるうえでの能力や適性を考えるとともに課題を自覚する機会である。  
一定の実践的指導力を有する指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実際を体験的・総合的に理解し、教育実践ならびに教育実践研究の基礎的な能力と態度を身に付ける。

\*教育実習の一部として学校体験活動を含む場合には、学校体験活動において、(2)、(3-1)もしくは(3-2)のうち、3)4)の目標が達成されるよう留意するとともに、教育実習全体を通して全ての目標が遺漏なく達成されるようにすること。

### (1) 事前指導・事後指導に関する事項

#### 一般目標:

事前指導では教育実習生として学校の教育活動に参画する意識を高め、事後指導では教育実習を経て得られた成果と課題等を省察するとともに、教員免許取得までに習得すべき知識や技能等について理解する。これらを通して教育実習の意義を理解する。

#### 到達目標:

- 1) 教育実習生として遵守すべき義務等について理解するとともに、その責任を自覚したうえで意欲的に教育実習に参加することができる。
- 2) 教育実習を通して得られた知識と経験をふりかえり、教員免許取得までにさらに習得することが必要な知識や技能等を理解している。

### (2) 観察及び参加並びに教育実習校の理解に関する事項

#### 一般目標:

幼児、児童および生徒や学習環境等に対して適切な観察を行うとともに、学校実務に対する補助的な役割を担うことを通して、教育実習校(園)の幼児、児童又は生徒の実態と、これを踏まえた学校経営及び教育活動の特色を理解する。

#### 到達目標:

- 1) 幼児、児童又は生徒との関わりを通して、その実態や課題を把握することができる。
- 2) 指導教員等の実施する授業を視点を持って観察し、事実を即して記録することができる。
- 3) 教育実習校(園)の学校経営方針及び特色ある教育活動並びにそれらを実施するための組織体制について理解している。
- 4) 学級担任や教科担任等の補助的な役割を担うことができる。

## (3-1) 学習指導及び学級経営に関する事項 ※小学校教諭・中学校教諭・高等学校教諭

一般目標: 大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、各教科や教科外活動の指導場面で実践するための基礎を修得する。

- 到達目標:
- 1) 学習指導要領及び児童又は生徒の実態等を踏まえた適切な学習指導案を作成し、授業を実践することができる。
  - 2) 学習指導に必要な基礎的技術(話法・板書・学習形態・授業展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、適切な場面で情報機器を活用することができる。
  - 3) 学級担任の役割と職務内容を实地に即して理解している。
  - 4) 教科指導以外の様々な活動の場面で適切に児童又は生徒と関わるすることができる。

## (3-2) 保育内容の指導及び学級経営に関する事項 ※幼稚園教諭

一般目標: 大学で学んだ領域や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を、保育で実践するための基礎を身に付ける。

- 到達目標:
- 1) 幼稚園教育要領及び幼児の実態等を踏まえた適切な指導案を作成し、保育を実践することができる。
  - 2) 保育に必要な基礎的技術(話法・保育形態・保育展開・環境構成など)を実地に即して身に付けるとともに、幼児の体験との関連を考慮しながら適切な場面で情報機器を活用することができる。
  - 3) 学級担任の役割と職務内容を实地に即して理解している。
  - 4) 様々な活動の場面で適切に幼児と関わるすることができる。

# 教職課程において教育実習科目の修得に必要な単位

幼稚園等の各学校種の教員免許状の取得にあたっては、教育職員免許法施行規則に基づき、定められた教育実習科目の単位を修得する必要がある。(同規則第二条～第十条)

## 1. 幼稚園教諭

最低修得単位数: 五単位

- ※1 実習にあたっては、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、幼保連携型認定こども園の教育を中心とする。
- ※2 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導の一単位を含むものとする。
- ※3 教育実習の単位数には、二単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。

## 2. 小学校教諭

最低修得単位数: 五単位

- ※1 実習にあたっては、小学校、幼稚園、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とする。
- ※2～※3 略

## 3. 中学校教諭

最低修得単位数: 五単位

- ※1 実習にあたっては、中学校、小学校、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の教育を中心とする。
- ※2～※3 略

## 4. 高等学校教諭

最低修得単位数: 三単位

- ※1 実習にあたっては、高等学校、中学校教育を中心とする。
- ※2～※3 略

## 5. 特別支援学校教諭

最低修得単位数: 三単位

## 6. 養護学校教諭

最低修得単位数: 五単位

## 7. 栄養学校教諭

最低修得単位数: 二単位

# 「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」について(概要)

## 1. 趣旨

令和3年度の教育実習について、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、学校の受入れが困難な状況もあり得ること等から特例を延長する。

## 2. 改正内容

教育実習の特例(※)の対象となる年度を「令和二年度」から「令和二年度又は令和三年度」に改める。

### (※) 教育実習の特例

- ・教育実習の科目の単位を修得できないときは、課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位をもってあてることができること【省令改正事項】
- ・併せて施行通知にて、教育実習の科目の総授業時間数の全部又は一部を大学等が行う授業により行うことができること【施行通知事項】

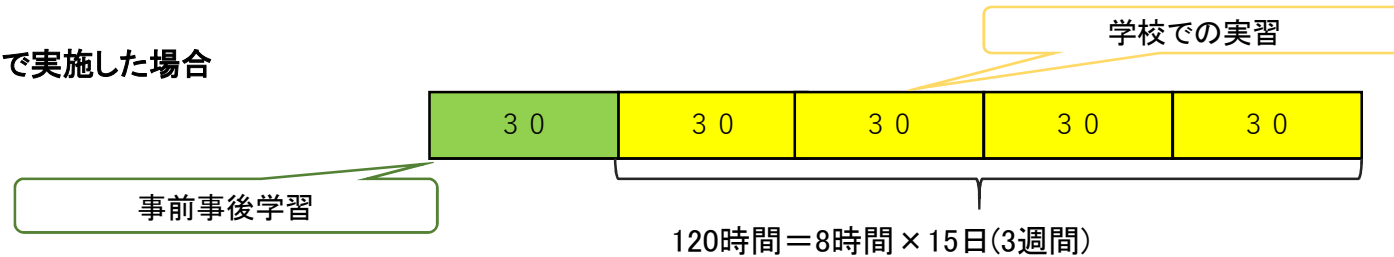
## 3. 施行日

公布の日(令和3年4月13日)から施行する。

## 令和2年度又は令和3年度に実施が困難となった教育実習の代替措置 ～小学校の教育実習（5単位）の例～

### 現行制度（授業時間を短縮する場合）

1単位の授業時間を30時間で実施した場合



### 令和3年4月13日（省令改正 & 通知）

#### 【施行通知事項】

令和2年度又は令和3年度に限り、教育実習の科目の単位の全部又は一部を大学での実習で代替可能とする

- ・教育実習に相当する教育効果を有すること
- ・学校教育の実際を体験的、総合的に理解できるような実習・演習等として実施すること

全部又は一部を大学での実習で可  
学習指導員の活用も可能



※ 上記の教育実習の授業時間を短縮する場合や【施行通知事項】の措置を検討しても実施が困難な場合等真にやむを得ない場合のみ、以下の省令改正の扱いを検討すること。

#### 【省令改正事項】

教育実習の科目の単位の全部又は一部を教育実習以外の科目※で代替可能とする

※各教科の指導法や特別支援、教育課程の編成方法、生徒指導等の座学の科目

全部又は一部を教育実習以外の科目で代替可



（【施行通知事項】及び【省令改正事項】）

これらを組み合わせることも可能



# 令和2年度における教育実習の実施状況について①

## 1. 令和2年度における学生の教育実習（※）参加希望状況

各免許状種に対する教育実習の希望者数：159,462人（延べ人数）

※幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭一種・二種免許状を取得するための教育実習、養護教諭一種・二種免許状を取得するための養護実習、栄養教諭一種・二種免許状を取得するための栄養教育実習を指す。

## 2. 参加希望者における教育実習の実施状況

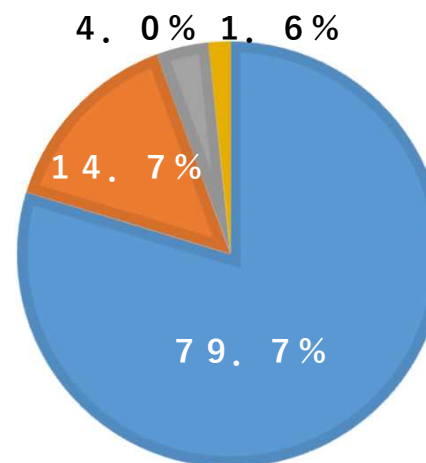
教育実習に必要な期間を全て実施した学生の人数：127,087人（79.7%）

教育実習に必要な期間の一部を実施した学生の人数：23,430人（14.7%）

必要な期間を全て実施しなかった学生の人数：6,355人（4.0%）

教育実習の参加希望を取り下げた学生の人数：2,590人（1.6%）

- 教育実習に必要な期間を全て実施
- 教育実習に必要な期間の一部を実施
- 必要な期間を全て実施しなかった
- 教育実習の参加希望を取り下げた



## 令和2年度における教育実習の実施状況について②

### 3. 教育実習を一部期間又は全期間実施できなかった場合における代替措置の活用状況

#### (1) 教育実習を一部期間実施できなかった学生における代替措置の活用状況

##### <代替措置を活用>

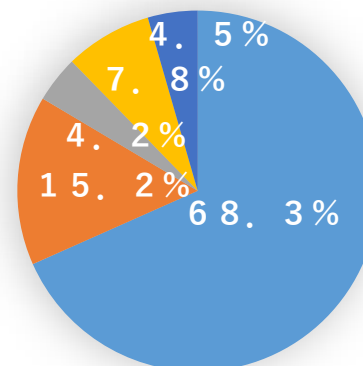
- ①大学等が行う実習・演習等の授業により教育実習の内容を代替：16,013人（68.3%）
- ②学習支援員としての活動により教育実習の内容を代替3,562人（15.2%）
- ③課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位により代替：979人（4.2%）

※①～③を複合的に活用：1,829人（7.8%）

##### <代替措置を未活用>

代替措置を活用せず、教育実習の単位を修得しなかった：1,047人（4.5%）  
（令和3年度に延期等）

- 実習・演習代替
- 学習指導員代替
- 教育実習以外の科目の単位により代替
- 複合的に活用
- 単位修得せず(令和3年度に延期等)





## 令和2年度における教育実習の実施状況について③

### 3. 教育実習を一部期間又は全期間実施できなかった場合における代替措置の活用状況

#### (2) 教育実習を全期間実施できなかった場合における代替措置の活用状況

##### <代替措置を活用>

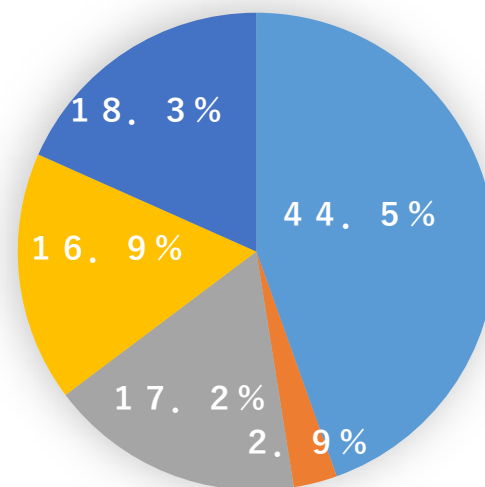
- ①大学等が行う実習・演習等の授業により教育実習の内容を代替：2,831人（44.5%）
- ②学習支援員としての活動により教育実習の内容を代替187人（2.9%）
- ③課程認定を受けた教育実習以外の科目の単位により代替：1,096人（17.2%）

※①～③を複合的に活用：1,075人（16.9%）

##### <代替措置を未活用>

代替措置を活用せず、教育実習の単位を修得しなかった：1,166人（18.3%）  
（令和3年度に延期等）

- 実習・演習代替
- 学習指導員代替
- 教育実習以外の科目の単位により代替
- 複合的に活用
- 単位修得せず（令和3年度に延期等）



## 令和2年度における教育実習の実施状況について④

<教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について  
(令和2年8月11日通知) より抜粋>

### 4 留意事項

#### (4) 学校で勤務するに当たっての研修の実施等

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会及び中核市教育委員会、学校法人、附属学校を置く国公立大学法人、学校設置会社においては、令和3年度以後の新規採用者の中に教育実習特例等を活用した者が存在することを念頭に、学校での教師としての勤務を円滑に行えるよう、必要に応じ例えば初任者に対する指導、育成に際し、授業観察を通じた実践的な指導等を充実するなど、初任者研修を含めた研修の在り方について十分配慮していただきたいこと。

## (参考1) 母校実習の考え方について

(文部科学省HPより抜粋)

教育実習については、大学の教職課程の一環として行われるものであり、大学は教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任を持って指導に当たることが重要。

学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の母校をはじめとする学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で有意義。

一方、母校実習は、比較的大学から遠隔地の学校で行われることが多く、このような場合の大学の指導体制をどのように確保するか、教育実習を行う卒業生に対する実習校の評価の客観性をどのように確保するかといった課題もある。

従って、母校実習を行う場合は、

**① 大学と実習校とが十分に連携して指導を行うなど、大学が責任を持って教育実習に関わる体制を構築するとともに**

**② 実習校側も適切な評価に努めること**

が必要。

## (参考2) 障害のある学生が教育実習に参加する際の支援について

(令和3年4月1日付け事務連絡より抜粋)

大学等は、教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任をもってその円滑な実施に努めなければならないとされており（教育職員免許法施行規則第22条の5）、教育委員会等と連携協力して、障害のある学生の教育実習の受入について、学校の理解を得るよう努め、大学等の責任において教育実習受入校を確保しなければならない。

また、大学等は、障害のある学生の教育実習の実施に当たって、以下のような点に留意することが必要である。

### ① 障害のある学生に必要な配慮の教育実習実施前の把握

大学等は、障害のある学生に、実習における日程、内容を伝え、どのような配慮が必要かを教育実習実施前に把握すること

### ② 教育実習受入校との教育実習実施前の調整

大学等は、教育実習受入校に、学生の障害について基本的なことや、必要な配慮について伝え、どのように対応するか教育実習実施前に調整すること

### ③ 教育実習受入校との教育実習中の連絡体制の構築

大学等は、教育実習の日程や内容の急な変更等に対応できるように、教育実習受入校との教育実習中の連絡体制を構築すること

### ④ 教育実習中の状況把握

大学等は、教育実習受入校を訪問（直接訪問することが難しい場合には、WEBや電話等を活用）し学生の教育実習の状況を適切に把握した上で、学生への指導や教育実習受入校との調整を学生の要望も踏まえ行うこと

### ⑤ 教育実習実施後の成果と課題の把握

大学等は、教育実習実施後、障害のある学生や教育実習受入校担当者から教育実習の実施に当たって工夫した点や、その成果と課題等をヒアリング又は協議するなどして記録し、今後の教育実習に活かせるよう、学内担当部署及び学外の関係者と共有すること